

(3) その他難病患者等の療養環境の整備について

レスパイトケアの受け入れ先の確保の実施状況

- 在宅の難病患者が一時的に介護等を受けることが困難になった場合の一次入院（レスパイト）については、「在宅難病患者一時入院事業」により、病床確保等に要する経費の一部を都道府県等に対し補助している。

・難病診療連携拠点病院 ・難病診療分野別拠点病院
・難病医療協力病院 等で実施

難病診療連携拠点病院等の難病診療連携コーディネーターは一時入院先の確保や入退院の調整を行う



患者

一時入院の希望



難病診療連携
コーディネーター



難病診療連携
拠点病院

調整



受入



○平成29年度事業実績

実施都道府県数	受け入れ病院数	延べ受け入れ人数	延べ受け入れ日数
26自治体	158機関	883人	10,385日

(資料出所) 厚生労働省健康局難病対策課調べ (平成30年6月末)

療養生活環境整備事業（在宅人工呼吸器使用患者支援事業）

○ 人工呼吸器を装着する難病患者への頻回訪問看護について、医療保険の訪問介護の給付（原則として1日に3回）を超える給付（1日につき4回目以降の訪問看護）について、その費用の補填を行っている。

○ **1日あたり**の算定料の例（1日の訪問回数別） ※全て看護師が訪問した場合であって、週3日目までの状況を想定

1日の訪問回数	1回	2回	3回	4回以上
				
訪問看護基本療養費	5,550円	5,550円	5,550円	5,550円
難病等複数回訪問加算	加算無し	4,500円	8,000円	8,000円
在宅人工呼吸器 使用患者支援 事業による加算	加算無し	加算無し	2,500円	8,450円
1日あたりの算定料(※)	5,550円	10,050円	16,050円	22,000円

(※) 診療報酬+本事業による加算

○在宅人工呼吸器使用患者支援事業 訪問看護の費用の額(要綱から一部抜粋)
 -原則-
 1日につき4回目以降の訪問看護の費用の額は、次により支払われるものとする。
 -特例措置-
 1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一の訪問看護ステーションで行う場合には、
 特例措置として、3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

○在宅患者訪問看護・指導料加算
 -在宅患者訪問看護・指導料の加算
 1日2回訪問の場合 450点/日
 1日3回以上訪問の場合 800点/日
 -訪問看護基本療養費の加算
 1日2回訪問の場合 4,500円
 1日3回以上訪問の場合 8,000円

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

- 日常生活に著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等を対象として、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行っている。

事業の概要

平成30年度予算額：44,176千円 → 令和元年度予算額：48,349千円

- 実施主体 市町村（特別区含む）
- 補助率 1 / 2 (負担割合：国 1 / 2、市又は福祉事務所を設置している町村 1 / 2、ただし、福祉事務所を設置していない町村は、国 1 / 2、県 1 / 4、町村 1 / 4)
- 自己負担 保護者の収入に応じて自己負担額がある。

対象品目

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ器具（消化器系）、ストーマ器具（尿路系）、人工鼻

○平成29年度事業実績

便器		特殊 マット	特殊便 器	特殊寝 台	歩行支 援用具	入浴補 助用具	特殊尿 器	体位変 換器	車椅子 (電動以外の場合)
便器	手すり								
0	0	8	2	22	22	21	0	8	35

頭部保護 帽	電気式た ん吸引器	クールベ スト	紫外線 カットク リーム	ネブライ ザー	パルスオ キシメー ター	ストーマ 装具(消 化器系)	ストーマ装 具(尿路 系)	人工鼻
11	406	6	65	210	90	50	6	82